国道２４６号 青山一丁目交差点から宮益坂上交差点間に設置された植栽ますにおける景観形成活動に関する協定書

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人 渋谷･青山景観整備機構（SALF）（以下「乙」という。）は、一般国道２４６号　青山一丁目交差点から宮益坂上交差点間に設置された植栽ますにおいて行われる「良好な景観の形成を促進するために必要な活動」について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結するものとする。

（実施箇所）

第１条　本協定に基づき活動する箇所は次のとおりとする。

路線名：一般国道２４６号　青山通り

箇　所：①　宮益坂上交差点　交通島

②　青山小前歩道橋部花壇（南青山２丁目）

③　青山２丁目交差点付近　北側の歩道植え込み（北青山１丁目～２丁目）

【別添１】

（実施期間）

第２条　本協定に基づき活動する期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとし、事前に甲及び乙が別段の意思表示をしない場合は、更に１年間延長するものとし、以降も同様とする。

なお、本協定に基づく活動の継続が困難となった場合には、実施期間について、甲、乙両者において別途協議する。

（原形復旧）

第３条　乙は、本協定に基づく活動の継続が困難となり、活動を停止する場合は、原形復旧を実施した上で、甲へ返却するものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲、乙両者において別途協議し定めるものとする。

（責任者）

第４条　本協定に基づく活動における乙の責任者は、乙の緑化担当役員及び当該役員が代表する団体（以下「乙の構成員」という。）とし、【別添２】のとおりとする。なお、【別添２】に変更が生じた場合、乙は速やかに甲へ通知する。

（活動計画及び活動報告）

第５条　本協定に基づく活動については、乙は【別添３】の活動計画（以下「計画書」という。）及び【別添４】の活動報告（以下「報告書」という。）を毎年度４月期に甲へ提出する。なお、計画書のうち緑化計画部分に関しては事前に甲の確認、指導を受けるものとする。

（役割分担）

第６条　本協定に基づく甲、乙それぞれの役割分担は、次のとおりとする。

一　甲の役割

イ　植栽ます内における花植え空間の提供。

ロ　乙から提出された計画書に記載された活動内容に対する助言・指導・協力。

ハ　乙が行う景観形成活動（緑化）で、回収不能なゴミ処理の協力。

ニ　植栽ますの不具合について、乙から連絡を受けた場合の確認・対応。

二　乙の役割

イ　計画書に記載された活動内容の実施。

ロ　自己並びに歩道利用者に配慮し、事故などに備えた保険への加入。

ハ　活動中に回収したゴミは、自治体の分別方法に従い、指定のゴミ袋に入れ定められたとおりに排出。

ニ　回収不能なゴミがあった場合の甲への連絡。

ホ　植栽ますの不具合を発見した場合の甲への連絡。

ヘ　第７条に規定する安全対策等の遵守。

（安全対策等）

第７条　乙は、本協定に基づく活動の実施にあたり、次の項目を遵守する。

１）活動に関わる安全対策等については乙の構成員が責任を持って行い、活動を実施する前に活動に関わる者全員に対し安全指導を行う。活動に際しては、安全を第一とし、安全策、予防策を適切に実施する。

２）歩行者・自転車等の歩道利用者の交通に支障を及ぼさないよう活動を行う。

（紛争の処理）

第８条　乙は、本協定に基づく活動に起因して、道路及び道路付属物、又は第三者に損害を与えた場合には、乙の負担においてその損害を回復するものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

（緊急時の連絡）

第９条　乙は、本協定に基づく活動において事故等の不測の事態が生じた場合には、速やかに甲及び警察等の関係機関に連絡する。

（疑義の処理）

第 10 条　本協定に定めた事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が別途協議し定めるものとする。

以上、協定の証として本書２通を作成し、甲、乙各々記名捺印し、各１通を保有する。

令和３年３月３１日

甲　東京都千代田区九段南１－２－１
国土交通省　関東地方整備局　東京国道事務所

事務所長　福本　充

乙　東京都港区北青山３－５－１２
青山クリスタルビル９階
チェスナットコンサルティング（株）内
特定非営利活動法人　渋谷・青山景観整備機構(SALF)

理事長　井口　典夫

【別添１】

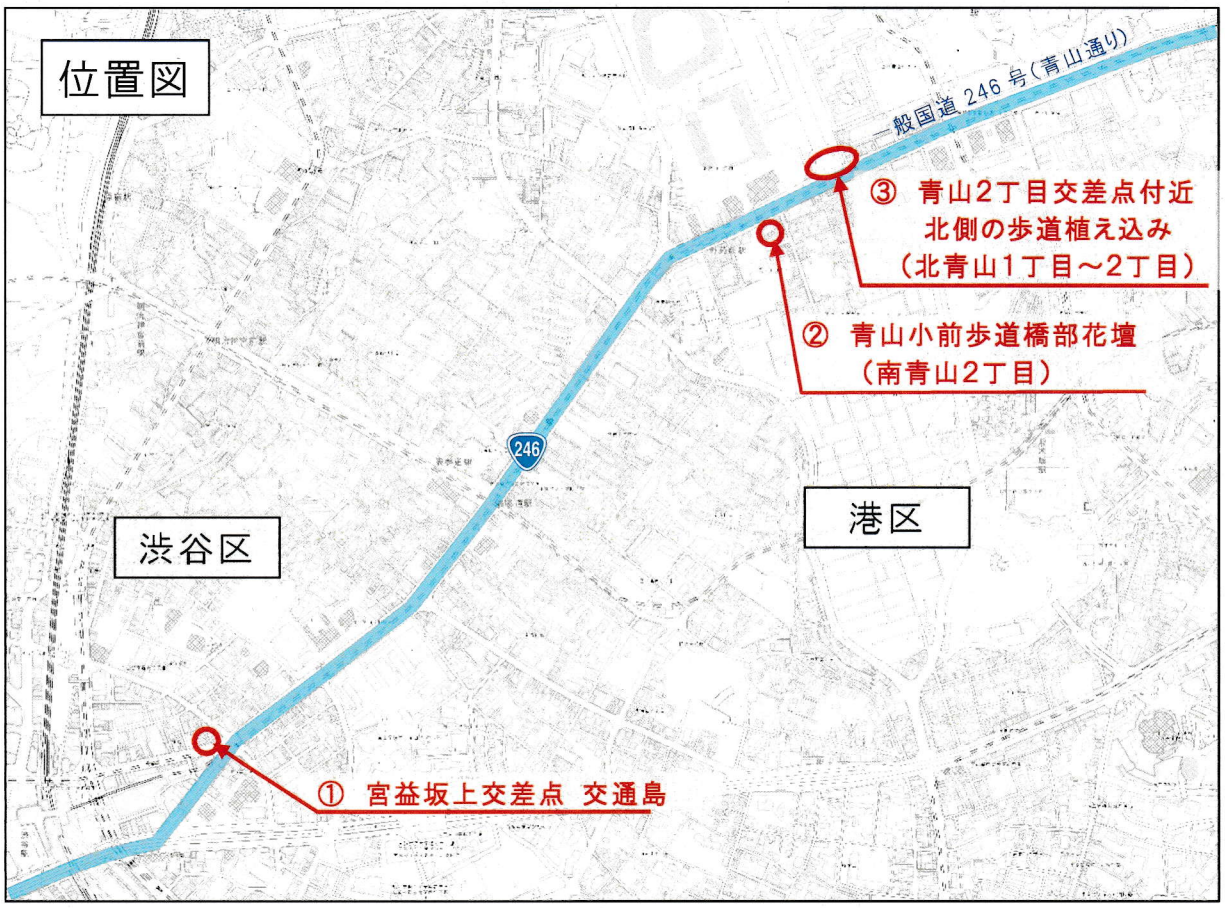

詳細図 ① 宮益坂上交差点 交通島

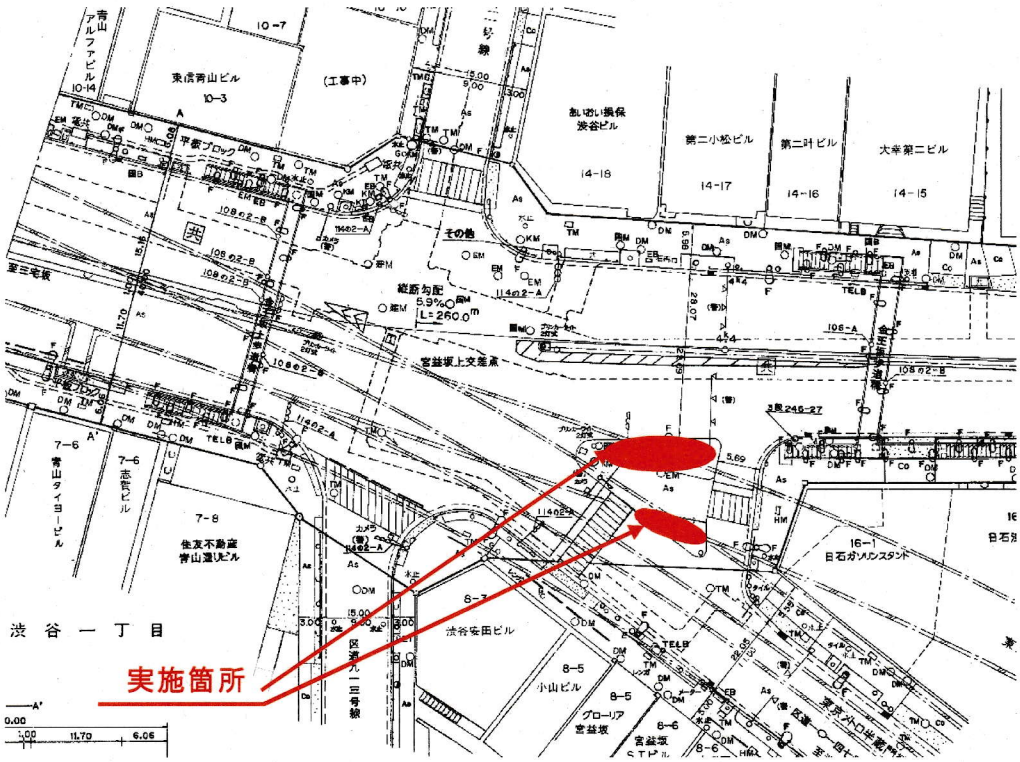

詳細図　② 青山小前歩道橋部花壇（南青山2丁目）

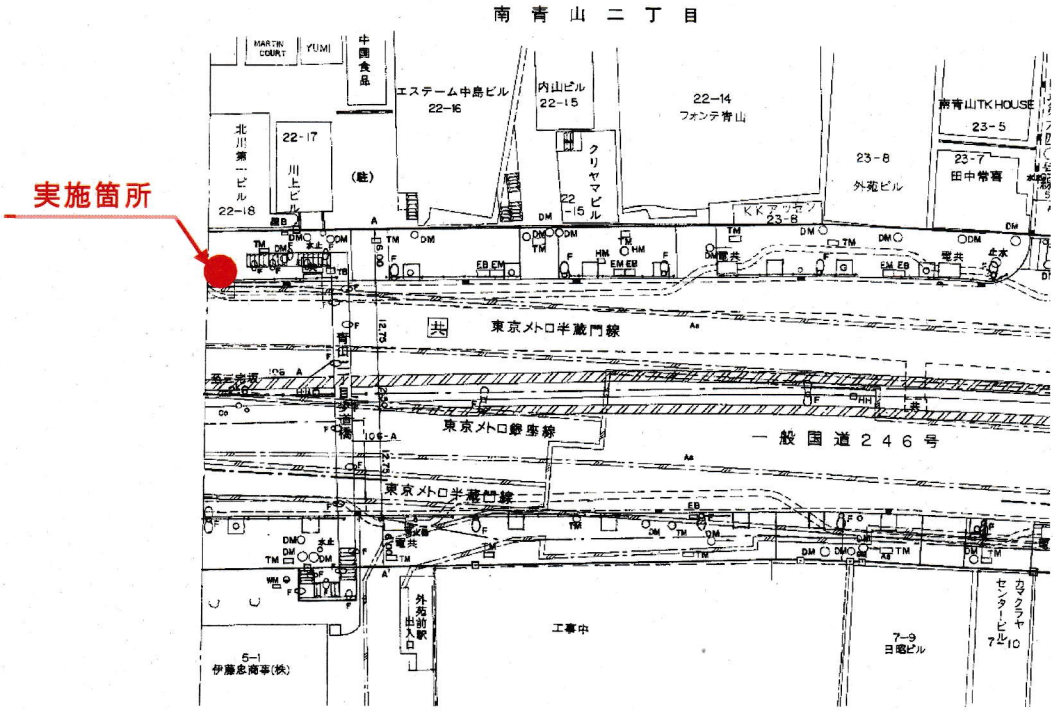

詳細図　③ 青山2丁目交差点付近　北側の歩道植え込み（北青山1丁目～2丁目）

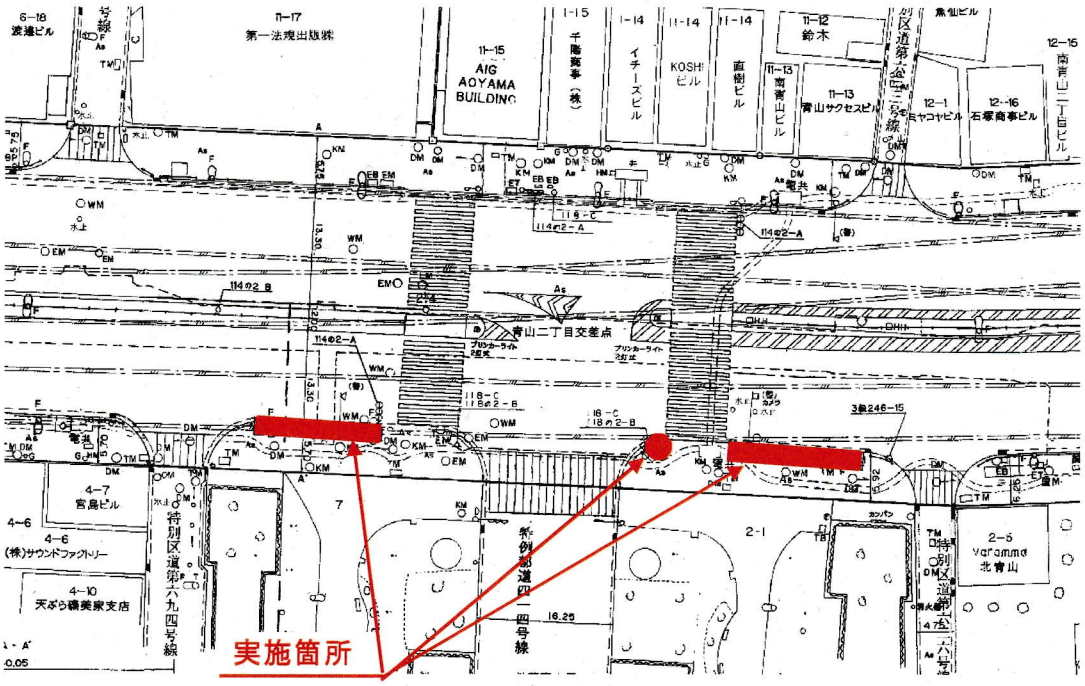

【別添２】

本協定に基づく活動における「乙の責任者」

乙の構成員	住所及び連絡先
小松　正幸 （SALF 緑化担当理事）	東京都港区南青山 2-13-10 ユニマットアネックスビル 5F 株式会社ユニマットリック　代表取締役社長 TEL:03-5411-7895　FAX:03-5411-0960 mkomatsu@rikcorp.jp https://www.rikcorp.jp/
（以下、余白）	

【別添３】

令和３年度　植栽ます景観形成活動計画

実施団体（乙）	特定非営利活動法人　渋谷・青山景観整備機構（SALF）
代表者	理事長　　井口　典夫
実施時期	令和３年４月１日　～　令和４年３月３１日

乙の参加者	小松　正幸（SALF 緑化担当理事）
	株式会社ユニマットリック　代表取締役社長
活動予定人数	１０名　（別途、氏名、住所を記載の名簿を提出）
活動内容	植栽ます内の緑化計画 植栽ます内の花苗の植替え 植栽ます内の花苗への水遣り 植栽ます内の清掃 植栽ます内の雑草・花がらの除去

【別添４】

令和３年度　植栽ます景観形成活動報告

実施団体（乙）	特定非営利活動法人　渋谷・青山景観整備機構（SALF）
代表者	理事長　　井口　典夫
実施時期	令和３年４月１日　～　令和４年３月３１日

乙の参加者	小松　正幸（SALF 緑化担当理事）
	株式会社ユニマットリック　代表取締役社長
活動人数	１０名　（別途、氏名、住所を記載の名簿を提出）
活動内容	植栽ます内の緑化計画 植栽ます内の花苗の植替え 植栽ます内の花苗への水遣り 植栽ます内の清掃 植栽ます内の雑草・花がらの除去